

理由

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備を行うとともに、独立行政法人通関情報処理センターが承継する資産に係る評価委員の任命等に関する事項その他の必要な経過措置を定める必要があるからである。